



経営者を支援します！

補助金

創業等支援家賃補助事業

活気と魅力ある商店街づくりを促進するため、中心市街地等にある店舗または事務所等を利用して営業を開始した事業者に対し、家賃の一部を補助します。

対象地区

- ▷五所川原地区…大町、寺町、本町、布屋町、旭町、東町、弥生町、錦町、幾島町、柏原町、上平井町、岩木町、川端町
- ▷金木地区…朝日山
- ▷市浦地区…相内

補助対象者

- ▷店舗等を賃借して開業する方、または賃借されている店舗等を引継ぎ、事業承継する方
- ▷小売業、サービス業、飲食業を主とする業種(一部対象外あり)およびコミュニティ施設を開業する方 など

補助対象経費…対象となる店舗等の月額賃料(消費税を除く)の2分の1、または3万円のいずれか低い額

*連続する24カ月分を限度とします。

空き工場等賃借料補助事業

企業立地の推進や起業家の育成、雇用機会の創出を図るため、市内の空き工場等(工場、倉庫、事務所)を活用して事業を行う事業者に対し、月額賃料の一部を補助します。

補助対象者

- ▷製造業、道路貨物運送業、卸売業、倉庫業、梱包業、情報サービス業、コールセンター業、その他

雇用創出等につながるものとして市長が認めた事業を行う方

- ▷事業開始6カ月以内に新規常用雇用者を原則2人以上採用する方 など

補助対象経費…空き工場等の月額賃料(消費税を除く)の2分の1、または10万円のいずれか低い額

*連続する24カ月分を限度とします。

利子補給

創業者等支援利子補給事業

創業または事業承継時の経済的な負担軽減と経営の安定を図るため、日本政策金融公庫から創業または事業承継のために必要な融資を受けた方へ補給金を支給します。

支給対象者

- ▷創業等に係る融資を日本政策金融公庫から受けている方

- ▷市内において新たに事業所を有し創業する方、または事業を譲り受け事業承継する方

- ▷事業開始前または事業開始1年以内に創業等の融資を受けている方 など

支給額…創業等に係る融資で支払われた利子(約定利息の1回目から12回目までの額)の全額

創業相談

「ごしょがわら圏域創業相談ルーム」を開設しています

市では五所川原圏域定住自立圏の2市4町の広域連携により、創業をめざす方や事業者の新たな事業展開を促進するため、創業相談ルームを開設しています。

創業・起業支援の専門家「インキュベーション・マネジャー」が、構想・企画の段階から創業・起業に至るまでの相談に応じます。

料金…無料

場所…市民学習情報センター

日時…毎週火曜日(原則、第5火曜日は除く) 10:00~16:00

*事前に予約が必要です。

*新型コロナウイルス感染症の影響により、変更になる場合があります。

信用保証料の補助

*補助金は、青森県信用保証協会に補助します。

青森県「選ばれる青森」への挑戦資金【創業・法令に基づく認定・国や県等による補助金の採択・生産性向上・働き方改革・事業承継】への信用保証料の補助

青森県では、創業や商品開発といった前向きな事業活動に必要な資金(運転資金、設備資金)の調達を図る中小企業者を対象に、青森県「選ばれる青森」への挑戦資金特別保証融資制度を実施しています。

市では、創業・法令に基づく認定または国や県等による補助金の採択を受けたこと・生産性向上・働き方改革・事業承継のための資金としてこの制度を利用する方のうち、一定の要件を満たしている方に対し、信用保証料の補助を行います。

補助対象者

- ▷個人にあっては市内に住所を有する方であって、市内で営業を開始する方または開始している方
- ▷法人にあっては市内に本店登記がある方であって、市内で営業を開始する方または営業している方
- ▷融資額1,000万円以内かつ融資期間10年以内(うち据置期間2年以内)で融資を受けた方 など

補助内容…県による信用保証料の30%補給後の信用保証料を全額補助します。

青森県事業活動応援資金【事業活動枠】への信用保証料の補助

青森県では、事業活動に必要な資金(運転資金、設備資金)の調達を図る中小企業者を対象に、青森県事業活動応援資金特別保証融資制度を実施しています。

市では、この制度の利用者で一定の要件を満たしている方に対し、信用保証料の補助を行います。

補助対象者

- ▷市内に住所および事業所を有する方
- ▷融資額1,000万円以内かつ融資期間10年以内(うち据置期間2年以内)で融資を受けた方 など

補助内容…信用保証料の全額を補助します。

青森県経営安定化サポート資金【災害枠】への信用保証料の補助

青森県では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける県内中小企業者の経営の安定を図るため、青森県経営安定化サポート資金特別保証融資制度(災害枠)に「新型コロナウイルス感染症」を継続指定し、経営の安定に支障を来している中小企業者の資金繰りを支援しています。

市では、災害枠の資金を利用する方のうち、一定の要件を満たしている方に対し、信用保証料の補助を行います。

補助対象者

- ▷市からセーフティネット保証4号、5号のいずれかの認定を受けた方
- ▷融資額1,000万円以内かつ融資期間10年以内(うち据置期間2年以内)で融資を受けた方 など

補助内容…県による信用保証料の30%補給後の信用保証料を全額補助します。

青森県経営力強化資金(借換制度)への信用保証料の補助

青森県では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける県内中小企業者の安定的な資金調達を維持し、経営の安定を図るため、青森県経営力強化資金特別保証融資制度を実施しています。

市では、この制度の利用者で一定の要件を満たしている方に対し、信用保証料の補助を行います。

補助対象者

- ▷市内に住所および事業所を有する方
- ▷融資額1,000万円以内かつ融資期間10年以内(うち据置期間1年以内)で融資を受けた方 など

補助内容…信用保証料の全額を補助します。

*各事業の詳細については、市ホームページをご確認いただくか、お問い合わせください。

問い合わせ先

▷各事業について…商工観光課 内線2572

▷青森県特別保証融資制度について…青森県商工政策課商工金融グループ Tel.017-734-9368